

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

○一般競争入札の資格に関する公示.....	158
○一般競争入札の実施.....	159
道人事委員会規則	
○通勤手当に関する規則の一部を改正する規則.....	160
道人事委員会告示	
○特地区局及びその級別の指定の一部改正.....	167
○市町村等へ派遣される職員に係る特地区局及びその級別並びに準特地区局の指定の一部改正.....	167

目次

告 示

○一般競争入札の実施.....	(情報基盤課)	143
○土地改良区連合の役員の就任及び退任の届出.....	(土地改良指導課)	144
○道営土地改良事業計画の決定.....	(土地改良指導課)	144
○道営土地改良事業変更計画の決定.....	(土地改良指導課)	145
○土地改良事業の計画変更の協議の適否の決定.....	(土地改良指導課)	145
○道営土地改良事業の工事の完了の届出.....	(土地改良指導課)	145
○特定調達契約に係る入札の公告の一部改正.....	(漁業指導課)	145
○知事権限に係る保安林の指定(2件).....	(治山課)	145
○知事権限に係る保安林の指定の解除.....	(治山課)	146
○知事権限に係る保安林の指定施業要件の変更.....	(治山課)	146
○道路の供用の開始.....	(道路整備課)	147

公 表

○知事表彰の受賞者.....	(人事課)	147
----------------	-------	-----

支 庁 告 示

○一般競争入札の実施.....		147
-----------------	--	-----

札幌医科大学告示

○一般競争入札の実施.....		148
○特定調達契約に係る資格に関する公示.....		149
○特定調達契約に係る入札の公告.....		150

道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示

○一般競争入札の実施(2件).....		151
---------------------	--	-----

道立寿都病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....		154
○一般競争入札の実施.....		155

道立紋別病院告示

○一般競争入札の資格に関する公示.....		156
○一般競争入札の実施.....		157

道教育庁石狩教育局告示

告 示

北海道告示第176号

次のとおり一般競争入札(以下「入札」という。)を実施する。
平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
- | | |
|--------------------------------------|------|
| 平成16年度内線電話架設業務単価契約(1台当たりの単価) | 予定数量 |
| ア 新設(電話機又はファクシミリ(以下「電話機等」という。)の新規設置) | 229台 |
| イ 移設(1)(電話機等の同一室内以外への移設) | 177台 |
| ウ 移設(2)(電話機等の同一室での移設) | 761台 |
| エ 撤去(電話機等の撤去) | 160台 |
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書及び要求仕様書による。
(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
(4) 納入場所 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

2 入札に参加する者に必要な資格

- 次のいずれにも該当すること。
- 平成15年北海道告示第17号に規定する電気工事の資格を有すること。
 - 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
 - 本社又は支店、営業所等の事業所を札幌市内に有する者であること。
 - 札幌市内の本社又は支店、営業所等に調達をする特定役務に係る工事に対応できる技術員が2名以上配置されていること。
 - 当該業務の繁忙時において対応できる技術員を40人以上確保(派遣等可)できること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の5の2の規定によ

河川や道路への「ゴミ」の不法投棄はやめましょう

る条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、次のアからウまでに定めるところにより、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査の申請をしなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月20日（金）から3月12日（金）まで（郵送による場合は、3月12日（金）までに必着）

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

(2) 道が審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西6丁目 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館西棟3階2号会議室

(2) 入札日時 平成16年3月25日（木）午後3時

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法

すべての入札金額（単価）が、北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めたそれぞれの予定価格（単価）の範囲内である入札をした者のうち、入札書記載の入札総価格（各入札金額（単価）にそれぞれの予定数量を乗じて得た額の合計金額）が最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要件

要

11 その他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各

号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（単価）とすること。

イ 落札者は、当該代金の請求時に消費税等相当額を加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 北海道総合企画部IT推進室情報基盤課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8588 札幌市中央区北3条西6丁目

電話番号 011 - 231 - 4111 内線 23 - 583

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

北海道告示第177号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第84条において準用する同法第18条第16項の規定により、大雪土地改良区連合から、次のとおり役員の就任及び退任の届出があった。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

就退任の別	就退任年月日	理事・監事の別	氏名	住 所
就任	平成16. 2. 5	理事	大西 秀雄	旭川市永山町11丁目244番地の3
同	同	監事	中田 義美	同 11丁目259番地の4
退任	同 15.12.21	理事	吉田 勲	同 16丁目14番地の2
同	同	監事	熊林 清	同 3丁目98番地の3

北海道告示第178号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第87条第1項の規定により、次の地区について道営土地改良事業の土地改良事業計画を定めた。

その関係書類は、平成16年2月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
新明	畑地帯総合整備 [担い手支援型] (区画整理、暗きよ)	北海道上川支庁
土幌西部北	畑地帯総合整備 [担い手支援型 (単独土層改良)] (暗きよ、土層改良)	北海道十勝支庁
多和	基幹水利施設補修	北海道釧路支庁

北海道告示第179号

次の地区について、道営土地改良事業の土地改良事業変更計画を定めた。
その関係書類は、平成16年2月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	縦覧場所
釧路北部	中山間地域総合整備（農業用排水、農道）	北海道釧路支庁
浜中	同	同

北海道告示第180号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第96条の3第5項において準用する同法第8条第1項の規定により、次の土地改良事業の土地改良事業計画の変更の協議について審査の結果、適当と決定した。

その関係書類は、平成16年2月23日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

事業主体名	地区名	事業の種類	縦覧場所
岩見沢市	大 願	維持管理	北海道空知支庁
美 唄 市	同	同	同
北 村	同	同	同

北海道告示第181号

次のとおり道営土地改良事業の工事を完了したので、土地改良法（昭和24年法律195号）第113条の2第2項の規定により公告する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

地区名	事業の種類	完了年月日
徳 富	中山間地域総合整備（農業用排水）	平成15. 1.30
同	同（農道）	同 13. 2.20
同	同（ほ場整備）	同 14.11.20
同	同（客土）	同 13. 2.20
同	同（暗きょ）	同 14.12.13

北海道告示第182号

平成16年北海道告示第144号（特定調達契約に係る入札の公告）の一部を次のように改正

する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

2の(2)を次のように改める。

(2) 削除

北海道告示第183号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 保安林の所在場所 静内郡静内町字西川524の1（次の図に示す部分に限る。）
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高支庁経済部林務課及び静内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第184号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第2項の規定により、次のように保安林を指定する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 保安林の所在場所 亀田郡戸井町字丸山1の1・1の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）
- (2) 指定の目的 魚つき
- (3) 指定施業要件
 - ア 立木の伐採の方法
 - (ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。
字丸山1の1・1の2（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

- (イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- (ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

2(1) 保安林の所在場所 留萌郡小平町字寧楽476（次の図に示す部分に限る。）

(2) 指 定 の 目 的 干害の防備

(3) 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐に係る伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第185号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成16年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 解除に係る保安林の所在場所 上磯郡知内町字森越103の116・104の96（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、103の247、104の106

2 保安林として指定された目的 風害の防備

3 解 除 の 理 由 道路用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島支庁経済部林務課及び知内町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第186号

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成16年2月20日

北海道知事 高 橋 はるみ

1(1) 指定施業要件の変更に係る 阿寒郡阿寒町字シュリコマベツ23（次の図に示す部分に限る。）、20から22まで、24から26まで、27の5、保安林の所在場所 27の6、27の9、27の12、27の13、字チクシヨベツ1から5まで

(2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更に係る 厚岸郡厚岸町別寒辺牛10（次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 霧害の防備

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐にかかる伐採種は、定めない。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

3(1) 指定施業要件の変更に係る 樺戸郡新十津川町字トップ1の3・1の4（以上2保安林の所在場所 筆について次の図に示す部分に限る。）

(2) 保安林として指定された目的 公衆の保健

(3) 変 更 後 の 指 定 施 業 要 件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

- 4(1) 指定施業要件の変更に係る 阿寒郡阿寒町字シュリコマベツ27の1、27の8、27
保安林の所在場所 の23
- (2) 保安林として指定された目的 名所又は旧跡の風致の保存
- (3) 変更後の指定施業要件
ア 立木の伐採の方法
(ア) 主伐は、択伐による。
(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
イ 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を関係支庁経済部林務課及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第187号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道函館土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名 供用開始の区間 供用開始の期日
道道 奥尻島線 奥尻郡奥尻町字米岡177番1地先から奥尻郡奥尻町字米岡386番1地先まで 平成16. 3.22

公 表

北海道表彰規則（平成10年北海道規則第31号）に基づく知事表彰の受賞者を次のとおり決定した。

平成16年2月20日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道善行賞

市(区)町村名	氏名又は団体名	功績の内容
音別町	尾形 忍	生活保護自立更生者

支 庁 告 示

北海道網走支庁告示第8号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。
平成16年2月20日

北海道網走支庁長 毛利 明 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
北海道網走総合庁舎ボイラー運転等業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走総合庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定するボイラー等運転操作の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成16年2月1日現在において網走市、北見市、東藻琴村、女満別町、美幌町、津別町、斜里町、清里町、小清水町、端野町又は常呂町に本社、支社又は営業所等を有していること。
- (4) (3)に定める市町村にボイラー技士を常時3名以上（1級資格者1名以上を含む。）雇用し、かつ、そのうち1名以上は甲種危険物取扱者又は乙種4類危険物取扱者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者はアからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 平成16年2月20日から3月2日まで

イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走支庁総務部会計課

- (2) 審査を行った場合は、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道網走市北7条西3丁目 北海道網走支庁総務部会計課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道網走市北7条西3丁目
北海道網走総合庁舎3階2号会議室

(2) 入 札 日 時 平成16年3月10日（水）午前10時50分
 (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
 (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金
 (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
 (2) 入札保証金の納付の免除、納付の方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

7 入札説明書の交付に関する事項
 (1) 交 付 場 所 4に同じ。
 (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 郵便等による入札
 郵便等又は電報による入札は、認めない。

9 落札者の決定方法
 財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているので、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

10 契約書作成の要否
 要

11 そ の 他
 (1) 開札のときにおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの告示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 ア 名 称 北海道網走支庁総務部会計課
 イ 所 在 地 郵便番号 093 - 8585 北海道網走市北7条西3丁目
 電話番号 0152 - 44 - 7171 内線 2224

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。
 (5) この入札は、公開する。
 (6) この入札は、最低制限価格を設定する。
 (7) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第16号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月20日

札幌医科大学長 今井浩三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
実体顕微鏡 一式
- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 限 平成16年3月30日（火）
- (4) 納 入 場 所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
- (3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入 札 場 所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室
- (2) 入 札 日 時 平成16年3月2日（火）午前11時
- (3) 開 札 場 所 (1)に同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- (1) 提出期限 平成16年3月1日（月）
- (2) 提出場所 3に同じ。

11 その他

- (1) 開札の時に於いて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課

イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目

電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2253

- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (6) この入札の執行は、公開する。
- (7) 詳細は、入札説明書による。

札幌医科大学告示第17号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年2月20日

札幌医科大学長 今井浩三

1 資格及び調達をする特定役務の種類

平成16年度において札幌医科大学が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達する地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第2条第3号に規定する特定役務の種類は、(3)に定めるものとする。

- (1) 契約 平成16年2月20日に一般競争入札の公告を行う札幌医科大学医学部附属病院医療機器等中央管理業務委託契約
- (2) 資格 札幌医科大学医学部附属病院医療機器等中央管理業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 特定役務の種類 札幌医科大学医学部附属病院医療機器等中央管理業務委託

2 資格要件

次のいずれにも該当すること。

- (1) 政令第167条の4第1項に規定する者でないこと。
- (2) 政令第167条の4第2項の規定により競争入札への参加を排除されている者でないこと。
- (3) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (4) 道税を滞納している者でないこと。
- (5) 平成16年2月1日現在において、引き続き2年以上その事業を営んでいること。
- (6) 薬事法施行規則（昭和36年厚生省令第1号）別表第1の4に定める第1区分から第6区分までに係る特定修理業の許可を有していること。
- (7) 薬事法施行規則第24条第5項に定める責任技術者の有資格者を、常時10名以上雇用していること。
- (8) 資本金の額が1,000万円以上であること。
- (9) 過去2年間において、国又は地方公共団体と医療機関等の保守点検及び修理に関する

契約を数回以上締結し、かつ、誠実に履行した者又は誠実に履行している者であること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(5)、(8)及び(9)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年3月12日（金）から26日（金）まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行なわなければならない。

ア 提出先の名称 札幌医科大学事務局業務課
イ 提出先の所在地 札幌市中央区南1条西16丁目

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で、引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

- ア 資格を有する者からの当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者で、その構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
ウ 企業組合又は協同組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

札幌医科大学告示第18号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、1994年4月15日マラケシュで作成された政府調達に関する協定の適用を受ける。

平成16年2月20日

札幌医科大学長 今井浩三

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする特定役務の名称及び数量
札幌医科大学医学部附属病院医療機器等中央管理業務 一式
- (2) 調達をする特定役務の様態等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年札幌医科大学告示第17号に規定する札幌医科大学医学部附属病院医療機器等中央管理業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学事務局業務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区南1条西16丁目 札幌医科大学医学部附属病院3階 臨床1号会議室A（送付による場合は、郵便番号 060 - 8543 札幌医科大学事務局業務課）
- (2) 入札日時 平成16年4月1日（木）午前10時（送付による場合は、平成16年3月31日までに必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）

第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

7 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

8 契約書作成の要否

要

9 そ の 他

- (1) 開札の時ににおいて、2の規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 札幌医科大学事務局業務課

イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8543 札幌市中央区南1条西16丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 3116

- (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

- (5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

- (6) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

- (7) この入札の執行は、公開する。

- (8) 詳細は、入札説明書による。

10 Summary

A . Nature and quantity of the services to be procured :

a . Nature : Maintenance and repair service of medical apparatus (including nursing apparatus but indivisually contracted one) in the Sapporo Medical University

Hospital, School of Medicine

b . Quantity : 1 Set

B . Bid tendering date and time :

10 : 00 A. M., April 1, 2004 (If mailed, bids must arrive no later than March 31)

C . Contact :

Division of Distribution Administrative, Administration, Sapporo Medical University

Nishi 16-chome, Minami 1-jo, Chuo-ku, Sapporo-shi, Hokkaido, 060-8543 Japan

Phone : 011-611-2111 Extension 3116

道立札幌肢体不自由児 総合療育センター告示

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示第1号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月20日

札幌肢体不自由児総合療育センター院長 津 川 敏

1(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庁舎、敷地清掃業務及び北海道手稲養護学校庁舎清掃業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契 約 期 間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履 行 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庁舎、敷地及び北海道手稲養護学校庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をするまでに道から一般競争入札において庁舎等清掃業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令を受けていないこと。

エ 清掃員を常時30人以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体との(1)に定める契約と種類及

び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
カ 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

キ 平成16年1月1日現在、本店又は営業所等の事業所を北海道内に有していること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、1の(2)のウからキまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成16年2月20日（金）から3月2日（火）まで

(イ) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 006 - 0041
札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所

札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター大会議室（送付による場合は、郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課）

イ 入札日時 平成16年3月12日（金）午前10時（送付による場合は、平成16年3月11日（木）までに必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

2(1) 入札に付する事項

ア 調達をする役務の名称及び数量
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庁舎警備業務及び北海道手稲養護学校庁舎警備業務 一式

イ 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

ウ 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

エ 履行場所 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庁舎及び北海道手稲養護学校庁舎

(2) 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

ア 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。

イ 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

ウ 平成14年1月1日以降、資格審査の申請をするまでに道から一般競争入札において庁舎等警備業務の受注実績がある場合には、契約の履行に関して改善命令を受けていないこと。

エ 警備員を常時20人以上雇用していること。

オ 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、国又は地方公共団体と2の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

カ 平成16年1月1日現在、本店又は営業所等の事業所を北海道内に有していること。

(3) 条件付一般競争入札参加資格の審査

ア この入札は、政令第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、2の(2)のウからカまでに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

(ア) 申請の時期 平成16年2月20日（金）から3月2日（火）まで

(イ) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

(ウ) 申請書類の提出先 郵便番号 006 - 0041
札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

イ 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

(4) 契約条項を示す場所 1の(4)に同じ。

(5) 入札執行の場所及び日時

ア 入札場所 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター大会議室（送付による場合は、郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課）

イ 入札日時 平成16年3月12日（金）午前11時（送付による場合は、平成16年3月11日（木）までに必着）

ウ 開札場所 アに同じ。

エ 開札日時 イに同じ。

3 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、政令第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

4 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 1の(4)に同じ。
- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

5 落札者の決定方法

財務規則第156条第1項の規定により最低制限価格を設定しているため、財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

6 契約書作成の要否

7 その他

- (1) 開札の時にあっては、1の入札にあっては(2)、2の入札にあっては(2)に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課
イ 所 在 地 郵便番号 006 - 0041
札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
電話番号 011 - 682 - 1331 内線 135

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター告示第2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月20日

札幌肢体不自由児総合療育センター院長 津 川 敏

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする物品等の名称及び数量
ア 調達をする物品等の名称 重油（JIS 1種2号）1リットル当たりの単価
イ 数 量 調達予定数量 360,000リットル
- (2) 調達をする物品等の仕様等 硫黄分0.8パーセント以下のもの
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 納入場所 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の購入の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 石油の備蓄の確保に関する法律（昭和50年度法律第96号）第24条第1項に定める石油販売業の届出をしていることの証明を得られる者であること。
- (4) 調達物品に関し、出荷することの証明を得られる者であること。
- (5) 平成16年1月1日現在、本店又は営業所等の事業所を北海道内に有していること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるため、入札に参加しようとする者は、2の(3)から(5)までに掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。
ア 申請の時期 平成16年2月23日（月）から3月4日（木）まで
イ 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。
ウ 申請書類の提出先 郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課
- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター大会議室（送付による場合は、郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課）

(2) 入 札 日 時 平成16年3月26日（金）午前10時（送付による場合は、平成16年3月25日（木）までに必着）

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入札保証金

入札保証金は、免除する。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交 付 場 所 4に同じ。

(2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格（単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格相当額（1リットル当たりの単価）とすること。

なお、消費税等相当額は、当該代金の請求のときに加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。

11 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

(1) 名 称 北海道立札幌肢体不自由児総合療育センター庶務課

(2) 所 在 地 郵便番号 006 - 0041 札幌市手稲区金山1条1丁目2番2号
電話番号 011 - 682 - 1331 内線 135

(3) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道 立 寿 都 病 院 告 示

北海道立寿都病院告示第3号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年2月20日

北海道立寿都病院長 安 達 博 昭

1 資格及び調達をする役務の種類

平成16年度において北海道立寿都病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。

(1) 契 約

ア 平成16年2月20日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託契約

イ 平成16年2月20日に一般競争入札の公告を行う北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託契約

(2) 資 格

ア 北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託契約の資格（以下「資格」という。）

イ 北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託契約の資格（以下「資格」という。）

(3) 役 務 の 種 類

ア 北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託

イ 北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務委託契約

2 資 格 要 件

次のいずれにも該当すること。

アの役務

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等清掃の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成16年2月1日現在において、引き続き2年以上を上記業務を営んでいること。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じくする契

約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
(5) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。

(6) 北海道内に事業所を有すること。

イの役務

(1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎警備等及びボイラー等運転操作の資格を有すること。

(2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。

(3) 平成16年2月1日現在において、引き続き2年以上を上記業務を営んでいること。

(4) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約の種類及び規模をほぼ同じくする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。

(5) 北海道内に事業所を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数に係る資格要件は、適用しない。

(1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。

(2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

(1) 申請の時期 平成16年2月20日から3月1日まで

(2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立寿都病院庶務課

イ 提出先の所在地 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

5 資格審査の再申請

(1) 再申請の事由

次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資

格を有する者であるものに限る）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

(2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

(1) 資格の有効期間

資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

(2) 有効期間の更新

資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

(1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。

(2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道立寿都病院告示第4号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月20日

北海道立寿都病院長 安達博昭

1 入札に付する事項

(1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 北海道立寿都病院庁舎清掃業務 一式

イ 北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検業務 一式

(2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

(3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

(4) 履行場所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地

北海道立寿都病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

(1)のアについては平成16年北海道立寿都病院告示第3号に規定する北海道立寿都病院庁舎清掃業務委託の資格を、(1)のイについては平成16年北海道立寿都病院告示第3号に規定する北海道立寿都病院庁舎警備業務及び事務当直代行業務並びにボイラー設備運転点検の業務の資格を有すること。

- 3 契約条項を示す場所
北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院庶務課
- 4 入札執行の場所及び日時
- (1) 入 札 場 所 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地 北海道立寿都病院会議室
- (2) 入 札 日 時 ア 平成16年3月5日 午後2時
イ 平成16年3月5日 午後3時
- (3) 開 札 場 所 (1)と同じ。
- (4) 開 札 日 時 (2)と同じ。
- 5 入 札 保 証 金
- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付する。
- (2) 入札保証金の免除、納付の方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 郵便等による入札
郵便等による入札は認めない。
- 7 電子入札の可否
否
- 8 入札説明書の交付に関する事項
- (1) 交 付 場 所 3に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 9 落札者の決定方法
- (1) この入札は、最低制限価格を設定している。
最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。
- (2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 10 契約書作成の要否
要
- 11 そ の 他
- (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い

- ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
- ア 名 称 北海道立寿都病院
- イ 所 在 地 郵便番号 048 - 0401 北海道寿都郡寿都町字新栄町166番地
電話番号 0136 - 62 - 2411
- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開する。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道立紋別病院告示

北海道立紋別病院告示第4号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年2月20日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

- 1 資格及び調達をする物品等の種類
平成16年度において北海道立紋別病院が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
- (1) 契 約 平成16年2月20日に一般競争入札の公告を行う北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直及び電話交換委託契約
- (2) 資 格 北海道立紋別病院警備、事務当直及び電話交換業務委託の資格（以下「資格」という。）
- (3) 役 務 の 種 類 北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直及び電話交換業務委託
- 2 資 格 要 件
次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する庁舎等警備の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上病院の警備、事務当直及び電話交換事業を営んでいること。
- (4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の15に規定する基準に適合している者であること。
- (5) 資格審査の申請をする日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算において、1の(1)に定める契約と種類及び規模をほぼ同じとする契約を締結し、かつ、誠実に履行した者であること。
- (6) 北海道内に事業所を有すること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2に規定する資格要件のうち営業年数にかかる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあっては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 資格審査の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年2月20日から3月1日まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道立紋別病院庶務課
 イ 提出先の所在地 北海道紋別市緑町5丁目6番8号

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
 次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことができる。
 ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により承継した者
 イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者であるものに限る。）を変更したもの
 ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者でその構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法

再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
 資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。
- (2) 有効期間の更新
 資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が2に規定する資格要件に該当しないこととなったときは、資格を失う。

北海道立紋別病院告示第5号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月20日

北海道立紋別病院長 及 川 郁 雄

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量
 北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直及び電話交換業務 一式
- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。
- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで
- (4) 履行場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庁舎

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道立紋別病院告示第5号に規定する北海道立紋別病院庁舎警備、事務当直及び電話交換業務委託の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院庶務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 北海道紋別市緑町5丁目6番8号 北海道立紋別病院1階別棟会議室（郵送による場合は、郵便番号 094 - 8709 北海道立紋別病院庶務課）
- (2) 入札日時 平成16年3月10日 午前11時（郵送による場合は、平成16年3月9日必着）
- (3) 開札場所 (1)に同じ。
- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

- (1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。
- (2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。
- 6 電子入札の可否
否
- 7 入札説明書の交付に関する事項
 - (1) 交 付 場 所 3に同じ。
 - (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。
- 8 落札者の決定方法
 - (1) この入札は、最低制限価格を設定している。
最低制限価格に満たない入札を行った者は、最低価格の入札であっても落札者とならない。
 - (2) 財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で、かつ、最低制限価格以上の価格で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書の作成の要否
要
- 10 そ の 他
 - (1) 開札の時ににおいて、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額等に係る消費税等の取扱い
 - ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
 - イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - ア 名 称 北海道立紋別病院庶務課

イ 所 在 地 郵便番号 094 - 8709 北海道紋別市緑町5丁目6番8号
電話番号 01582 - 4 - 3111

- (4) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
- (5) この入札の執行は、公開とする。
- (6) 詳細は、入札説明書による。

道教育庁石狩教育局告示

北海道教育庁石狩教育局告示第1号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の5第1項の規定により、一般競争入札に参加する者に必要な資格を定めた。

平成16年2月20日

北海道教育庁石狩教育局長 大内主計

- 1 資格及び調達をする役務の種類
 - 平成16年度において道が締結しようとする(1)に定める契約に係る一般競争入札に参加する者に必要な資格は、(2)に定めるものとし、当該契約により調達をする役務の種類は、(3)に定めるものとする。
 - (1) 契 約 平成16年2月20日に一般競争入札の公告を行う北海道教育庁石狩教育局物品運送業務
 - (2) 資 格 北海道教育庁石狩教育局物品運送業務の資格（以下「資格」という。）
 - (3) 特定役務の種類 北海道教育庁石狩教育局物品運送業務
- 2 資 格 要 件
 - 次のいずれにも該当すること。
 - (1) 政令第167条の4第1項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）に規定する者（未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は含まれない。）でないこと。
 - (2) 政令第167条の4第2項（政令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により競争入札の参加を排除されている者でないこと。
 - (3) 道税を滞納している者でないこと。
 - (4) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されている者でないこと。
 - (5) 平成16年2月1日現在において引き続き2年以上運送業務を営んでいること。
 - (6) 平成16年2月1日の直前2営業年度分（当該2営業年度が24月に満たない場合は、24月分）の決算について、1の(1)に定める契約と種類をほぼ同じくする契約を締結し、かつ誠実に履行した者であること。

(7) 道が契約する地域に向けた運送が確保できること。

3 資格要件の特例

中小企業等協同組合法（昭和24年法律第181号）第3条に規定する中小企業等協同組合（以下「中小企業等協同組合」という。）及び中小企業団体の組織に関する法律（昭和32年法律第185号）第3条第1項第7号に掲げる協業組合（以下「協業組合」という。）については、当該中小企業等協同組合又は協業組合が次のいずれかに該当するときは、2の(6)に掲げる資格要件は、適用しない。

- (1) 経済産業局長が行う官公需適格組合の証明を有するとき。
- (2) 中小企業等協同組合法第3条第4号に掲げる企業組合（以下「企業組合」という。）及び協業組合にあつては、設立の際に資格を有する者であるものが構成員の過半数を占めているとき。

4 審査資格の申請の時期及び方法

- (1) 申請の時期 平成16年2月20日から3月8日まで
- (2) 申請の方法 提出先の指示により作成した申請書類を提出することにより行わなければならない。

ア 提出先の名称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

イ 提出先の所在地 札幌市中央区北3条西7丁目

5 資格審査の再申請

- (1) 再申請の事由
次のいずれかに該当する者で引き続き資格を得ようとするものは、資格審査の再申請を行うことが出来る。

ア 資格を有する者の当該資格に係る営業を相続、合併又は譲渡により継承した者

イ 中小企業等協同組合（企業組合を除く。）である資格を有する者でその構成員（資格を有する者である者に限る。）を変更したもの

ウ 企業組合又は協業組合である資格を有する者で、その構成員を変更したもの

- (2) 再申請の方法
再申請しようとする者は、4の(2)の申請書類の提出先に、当該提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

6 資格の有効期間及び当該期間の更新手続

- (1) 資格の有効期間
資格の有効期間は、資格を有すると認めた旨の通知があった日から1の(1)に定める契約に係る一般競争入札の落札決定の日までとする。

- (2) 有効期間の更新
資格は1の(1)に定める契約に係るものであるため、有効期間の更新は、行わない。

7 資格の喪失

資格を有する者が次のいずれかに該当することとなったときは、資格を失う。

- (1) 2に規定する資格要件に該当しないこととなったとき。
- (2) 資格に係る営業に関し法令の規定による許可、免許、登録等を要する場合において、当該許可、免許、登録等を取り消されたとき。

北海道教育庁石狩教育局告示2号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成16年2月20日

北海道教育庁石狩教育局長 大内主計

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする役務の名称及び数量

ア 調達をする役務の名称 北海道教育庁石狩教育局物品運送業務
1個当たりの単価

イ 数量 調達予定数量 10,006個

- (2) 調達をする役務の仕様等 入札説明書による。

- (3) 契約期間 平成16年4月1日から平成17年3月31日まで

- (4) 履行場所 札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局

2 入札に参加する者に必要な資格

平成16年北海道教育庁石狩教育局告示第1号に規定する北海道教育庁石狩教育局物品運送業務の資格を有すること。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区北3条西7丁目 北海道教育庁石狩教育局企画総務課

4 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西7丁目
北海道庁別館6階北海道教育庁石狩教育局会議室

- (2) 入札日時 平成16年3月26日 午前11時

- (3) 開札場所 (1)に同じ。

- (4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

入札保証金は、免除する。

6 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交付場所 3に同じ。

- (2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

- 8 落札者の決定方法
北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条第1項の規定により定めた予定価格（単価）の制限の範囲内で最低の価格をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。
- 9 契約書の作成の要否
要
- 10 そ の 他
 - (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公示に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
 - (2) 入札金額に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い
入札書に記載する金額は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、消費税等抜き価格とする。
なお、消費税等相当額は、当該代金の請求の時に加算すること（消費税等相当額を加算した合計金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てる。）。
 - (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
ア 名 称 北海道教育庁石狩教育局企画総務課
イ 所 在 地 郵便番号 060 - 8549 札幌市中央区北3条西7丁目
電話番号 011 - 231 - 4111 内線 34 - 512
 - (4) 契約の手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨
 - (5) この公示の内容は予定であり、変更することが有り得る。
 - (6) この入札及び契約は、調達手続の停止が有り得る。
 - (7) 詳細は、入札説明書による。

道 人 事 委 員 会 規 則

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成16年2月20日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則7 - 1056

通勤手当に関する規則の一部を改正する規則

通勤手当に関する規則（北海道人事委員会規則7 - 284）の一部を次のように改正する。
第2条第1号中「住所」を「住居」に、「勤務庁に」を「部局等に」に改め、同条第4号中「とは、職員の住居から勤務庁までに至る経路のうち」を「及び「自動車等の使用距離」とは、」に、「利用しうる」を「利用し得る」に改める。

- 第3条第1項中「以下同じ」を「第16条の2第3項を除き、以下同じ」に改め、同条第2項を削る。
- 第4条第1項中「月額」を「額」に改め、同条第2項を次のように改める。
- 2 任命権者は、前項の規定により通勤手当の額を決定し、又は改定したときは、その決定又は改定に係る事項を通勤手当認定簿（別記第2号様式）に記載するものとする。
- 第5条中「職員とは」を「職員は」に改め、同条第1号中「の一」を削る。
- 第6条の前の見出し中「運賃等相当額」を「普通交通機関等に係る通勤手当の額」に改め、同条を次のように改める。
- 第6条** 普通交通機関等（特別急行列車等（道職員給与条例第11条第3項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項及び警察職員給与条例第13条第3項に規定する特別急行列車等をいう。以下同じ。）以外の交通機関等をいう。以下同じ。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。
- 第8条第1項中「第11条第2項」を「第11条第2項第1号」に、「第10条の2の4第2項」を「第10条の2の4第2項第1号」に、「第13条第2項」を「第13条第2項第1号」に、「運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額（次項において「運賃等相当額」という。）」に、「よる額の総額」を「掲げる普通交通機関等の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項各号を次のように改める。
 - (1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 通用期間が支給単位期間（道職員給与条例第11条第7項、学校職員給与条例第10条の2の4第7項及び警察職員給与条例第13条第7項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）である定期券の価額
 - (2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等 当該回数乗車券等の通勤21回分（交替制勤務に従事する職員等にあつては、平均1箇月当たりの通勤所要回数分）の運賃等の額
 - (3) 人事委員会の定める普通交通機関等 人事委員会の定める額
- 第8条第2項中「運賃等の額に相当する額」を「運賃等相当額」に、「の交通機関等を」を「において」に、「区間」を「普通交通機関等」に、「よる」を「定める」に改め、「の総額」を削り、同条第3項中「加算を受ける通勤距離」を「距離を超える場合」に改め、「以上」の次に「の場合」を加え、同条第5項中「道職員給与条例第11条第2項第3号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第3号及び警察職員給与条例第13条第2項第3号の」を「これらの号に規定する」に改める。
- 第8条の2中「月額」を「額」に改め、「の各号」を削り、同条第1号及び第2号を次のように改める。
 - (1) 併用者（普通交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外

の職員であって、その利用する普通交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。)のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 道職員給与条例第11条第2項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第1号又は警察職員給与条例第13条第2項第1号に定める額(以下「普通交通機関等に係る手当額」という。)及び自動車等の使用距離に応じた道職員給与条例第11条第2項第2号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第2号又は警察職員給与条例第13条第2項第2号(特定再任用短時間勤務職員にあっては、道職員給与条例第11条第2項第3号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第3号又は警察職員給与条例第13条第2項第3号)に定める額(以下「自動車等に係る手当額」という。) (道職員給与条例第11条第2項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第2項第1号又は警察職員給与条例第13条第2項第1号に規定する1箇月当たりの運賃等相当額(以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。)及び自動車等に係る手当額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)

(2) 併用者のうち、1箇月当たりの運賃等相当額(2以上の普通交通機関等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下「1箇月当たりの運賃等相当額等」という。)が自動車等に係る手当額以上である職員(前号に掲げる職員を除く。) 普通交通機関等に係る手当額

第8条の2第3号中「運賃等の額に相当する額」を「1箇月当たりの運賃等相当額等」に、「自動車等使用者」を「自動車等」に改める。

第9条中「の各号」を削る。

第10条及び第11条中「勤務庁」を「部局等」に改める。

第13条の見出し中「特別料金等の2分の1相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条第1項を次のように改める。

特別急行列車等に係る通勤手当の額は、運賃等、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる特別急行列車等を利用する場合における通勤の経路及び方法により算出するものとする。

第13条第2項中「及び第8条」を削り、「特別料金等の2分の1相当額」を「特別急行列車等に係る通勤手当の額」に改め、同条に次の1項を加える。

3 第8条第1項(第3号を除く。)及び第2項の規定は、道職員給与条例第11条第3項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第3項第1号及び警察職員給与条例第13条第3項第1号に規定する特別料金等の額の2分の1に相当する額の算出について準用する。この場合において、第8条第1項中「普通交通機関等の」とあるのは「特別急行列車等の」と、

同項第1号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「価額」とあるのは「価額の2分の1に相当する額」と、同項第2号中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と、「運賃等の」とあるのは「特別料金等の額の2分の1に相当する」と、同条第2項中「普通交通機関等」とあるのは「特別急行列車等」と読み替えるものとする。第15条中「勤務庁」を「部局等」に改める。

第16条の次に次の1項を加える。

(支給日等)

第16条の2 通勤手当は、支給単位期間(第4項各号に掲げる通勤手当に係るものを除く。)又は当該各号に定める期間(以下この条及び第18条において「支給単位期間等」という。)に係る最初の月の給与の支給に関する規則(北海道人事委員会規則7-280)第2条に規定する給料の支給日(以下この条において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに第3条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

2 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

3 職員がその所属する任命権者を異にして異動した場合であって、その異動した日の属する月が支給単位期間等に係る最初の月であるときにおける当該支給単位期間等に係る通勤手当は、その月の初日に職員が所属する任命権者において支給する。この場合において、職員の異動が当該通勤手当の支給日前であるときは、その際支給するものとする。

4 道職員給与条例第11条第5項、学校職員給与条例第10条の2の4第5項及び警察職員給与条例第13条第5項に規定する人事委員会規則で定める通勤手当は、次の各号に掲げる通勤手当とし、これらの項に規定する人事委員会規則で定める期間は、当該通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 職員が2以上の普通交通機関等を利用するものとして普通交通機関等に係る手当額の通勤手当を支給される場合(次号に該当する場合を除く。)において、1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(2) 職員が普通交通機関等に係る手当額及び自動車等に係る手当額の通勤手当を支給される場合において、1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等に係る手当額の合計額が5万5,000円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間

(3) 職員が2以上の特別急行列車等を利用するものとして特別急行列車等に係る通勤手当を支給される場合において、道職員給与条例第11条第3項第1号、学校職員給与条例第10条の2の4第3項第1号及び警察職員給与条例第13条第3項第1号に規定する1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(第17条の2第3項第1号において「1箇月当たり

の特別料金等2分の1相当額」という。)の合計額が2万円を超えるときにおける当該通勤手当 その者の当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間第17条の前の見出しを「(支給の始期及び終期)」に改め、同条第1項中「場合には」を「場合においては」に、「退職」を「離職」に、「その日の属する月の」を「これらの日の属する月の」に改め、同条第2項中「月額」を「額」に改め、同条の次に次の3条を加える。(返納の事由及び額等)

第17条の2 道職員給与条例第11条第6項、学校職員給与条例第10条の2の4第6項及び警察職員給与条例第13条第6項に規定する人事委員会規則で定める事由は、通勤手当(1箇月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員について生じた次の各号のいずれかに掲げる事由とする。

- (1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤職員たる要件を欠くに至った場合
- (2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があったことにより、通勤手当の額が改定される場合
- (3) 月の中途において地方公務員法(昭和25年法律第261号。以下「法」という。)第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例(昭和27年北海道条例第60号)第1条の2の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例(昭和63年北海道条例第1号)第2条第1項若しくは公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律(平成3年法律第110号)第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法(昭和24年法律第1号)第26条第1項の規定により休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であって、これらの期間が2以上の月にわたることとなるとき。
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合

2 普通交通機関等に係る通勤手当に係る道職員給与条例第11条第6項、学校職員給与条例第10条の2の4第6項及び警察職員給与条例第13条第6項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの運賃等相当額等(第8条の2第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃等相当額及び自動車等に係る手当額の合計額。以下この項において同じ。)が5万5,000円以下であった場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る普通交通機関等(同号の改定後に1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての普通交通機関等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての普通交通機関等につき、通用期間が支給単位期間である定期券の運賃等の払戻しを、人事委員会の定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日に

したものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

- (2) 1箇月当たりの運賃等相当額等が5万5,000円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は前項各号に掲げる事由に係る普通交通機関等についての払戻金相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第16条の2第4項第1号又は第2号に掲げる通勤手当を支給されている場合 5万5,000円に事由発生月の翌月から同項第1号若しくは第2号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての普通交通機関等についての払戻金相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

- 3 特別急行列車等に係る通勤手当に係る道職員給与条例第11条第6項、学校職員給与条例第10条の2の4第6項及び警察職員給与条例第13条第6項に規定する人事委員会規則で定める額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額(2以上の特別急行列車等を利用するものとして通勤手当を支給される場合にあっては、その合計額。以下この項において「1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等」という。)が2万円以下であった場合 第1項第2号に掲げる事由が生じた場合にあっては当該事由に係る特別急行列車等(同号の改定後に1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えることとなるときは、その者の利用するすべての特別急行列車等)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用するすべての特別急行列車等につき、通用期間が支給単位期間である定期券の特別料金等の払戻しを、事由発生月の末日にしたものとして得られる額の2分の1に相当する額(次号において「払戻金2分の1相当額」という。)

- (2) 1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額等が2万円を超えていた場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 2万円に事由発生月の翌月から支給単位期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又は第1項各号に掲げる事由に係る特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額のいずれか低い額(事由発生月が支給単位期間に係る最後の月である場合にあっては、零)

イ 第16条の2第4項第3号に掲げる通勤手当を支給されている場合 2万円に事由発生月の翌月から同号に定める期間に係る最後の月までの月数を乗じて得た額又はその者の利用するすべての特別急行列車等についての払戻金2分の1相当額及び人事委員会の定める額の合計額のいずれか低い額(事由発生月が当該期間に係る最後の月であ

る場合にあつては、零)

4 道職員給与条例第11条第6項、学校職員給与条例第10条の2の4第6項及び警察職員給与条例第13条第6項の規定により職員に前2項に定める額を返納させる場合においては、事由発生月の翌月以降に支給される給与から当該額を差し引くことができる。

(支給単位期間)

第17条の3 道職員給与条例第11条第7項、学校職員給与条例第10条の2の4第7項及び警察職員給与条例第13条第7項に規定する人事委員会規則で定める期間は、次の各号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等の区分に応じ、当該各号に定める期間とする。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等又は特別急行列車等 当該普通交通機関等又は特別急行列車等において発行されている定期券の通用期間のうちそれぞれ6箇月を超えない範囲内で最も長いものに相当する期間。ただし、特別急行列車等に係る通勤手当を支給されている場合であつて、普通交通機関等に係る定期券及び特別急行列車等に係る定期券が一体として発行されているときにおける当該普通交通機関等にあつては、当該特別急行列車等に係る通勤手当に係る支給単位期間に相当する期間

(2) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる普通交通機関等若しくは特別急行列車等又は第8条第1項第3号に規定する人事委員会の定める普通交通機関等 1箇月

2 前項第1号に掲げる普通交通機関等又は特別急行列車等について、同号に定める期間に係る最後の月の前月以前に、法第28条の2第1項の規定による退職その他の離職をすること、長期間の研修等のために旅行をすること、勤務態様の変更により通勤のため負担する運賃等の額に変更があることその他人事委員会の定める事由が生ずることが同号に定める期間に係る最初の月の初日において明らかである場合には、当該事由が生ずることとなる日の属する月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月の前月)までの期間について、前項の規定にかかわらず、同項の規定に準じて支給単位期間を定めることができる。

第17条の4 支給単位期間は、第17条第1項の規定により通勤手当の支給が開始される月又は同条第2項の規定により通勤手当の額が改定される月から開始する。

2 月の中途において法第28条第2項又は北海道職員等の分限に関する条例第1条の2の規定により休職にされ、法第55条の2第1項ただし書に規定する許可を受け、外国の地方公共団体の機関等に派遣される北海道職員等の処遇等に関する条例第2条第1項若しくは公益法人等への北海道職員等の派遣等に関する条例第2条第1項の規定により派遣され、地方公務員の育児休業等に関する法律第2条の規定により育児休業をし、教育公務員特例法第26条第1項の規定により休業をし、又は法第29条の規定により停職にされた場合であつて、これらの期間が2以上の月にわたることとなつたとき(次項に規定する場合に該当し

ているときを除く。)は、支給単位期間は、その後復職し、又は職務に復帰した日の属する月の翌月(その日が月の初日である場合にあつては、その日の属する月)から開始する。

3 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合(前項に規定するときから復職等をしないで引き続き当該期間の全日数にわたつて通勤しないこととなつた場合を除く。)には、支給単位期間は、その後再び通勤することとなつた日の属する月から開始する。

第18条に見出しとして「(支給できない場合)」を付し、同条中「月の1日」を「支給単位期間等に係る最初の月の初日」に、「その月の」を「当該支給単位期間等に係る」に改める。

第19条を削る。

第20条第1項中「月額」を「額」に改め、同条を第19条とする。

別記第1号様式(表)を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

通 動 届 平成 年 月 日提出

任命権者	勤務庁(勤務学校)名
様	所在地
職名	氏名
住居	Ⓜ

通勤手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-284)第3条の規定に基づき通勤の実情を届け出ます。

届出の理由(該当する□にレ印を付す。)

- 新規(□異動等に伴う通勤経路又は方法の変更の場合)
- 住居の変更
- 通勤経路又は方法の変更
- 運賃等の負担額の変更
- その他()

直前の届出の区間と同一の区間がある(該当する区間に係る順路欄の□にレ印を付す。)

事実の発生年月日

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	乗車券等の種類	左欄の乗車券等の額	備 考
1	<input type="checkbox"/>	住居 から (經由) まで	. km	分	円	円	
2	<input type="checkbox"/>	から (經由) まで	. km	分	円	円	
3	<input type="checkbox"/>	から (經由) まで	. km	分	円	円	
4	<input type="checkbox"/>	から (經由) まで	. km	分	円	円	
5	<input type="checkbox"/>	から (經由) まで	. km	分	円	円	
		から (經由) まで	. km	分	円	円	
		から (經由) まで	. km	分	円	円	

記入上の注意

- 1 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、鉄道、市電、バス等の別を記入するとともに、特別急行列車等を利用する場合には、その利用区間を区分して記入する。
- 2 「乗車券等の種類」欄には、定期券(6箇月)、10枚綴回数券等の別を記入する。
- 3 「左欄の乗車券等の額」欄には、定期券(6箇月)の価額、10枚綴回数券の額等乗車券等に応ずる額を記入する。
- 4 往路と帰路が異なる場合は、「備考」欄にその旨と理由を記入し、順路欄の余白に異なる部分を記入する。
- 5 通勤経路の略図は、この様式の裏面に記入する。記入に当たっては、通勤の経路が分かるように、必要な道路名、駅名、停留所名、住居から勤務庁までの道順、利用交通機関名等を付すものとする(経路未線)。
- 6 通勤の実情の一部に変更がある場合は、変更内容に関する事項の記入を省略することができる。

総通勤距離	. km
総所要時間	分

【道職員給与条例第11条第3項若しくは第4項、学校職員給与条例第10条の2の4第3項若しくは第4項又は警察職員給与条例第13条第3項若しくは第4項の規定の適用を受ける職員(特別急行列車等利用者)】

1 異動等に伴い、通勤が困難になったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員

2 単身赴任手当を受給していた職員で、配偶者と同居し通勤が困難となったことにより特別急行列車等を利用することとなった職員

※ 現部署等への異動発令年月日等	平成 年 月 日	※ 異動等前の住居への入居年月日	平成 年 月 日
※ 異動等の直前の住居		※ 現住居への入居年月日	平成 年 月 日

特別急行列車等利用者の特別急行列車等を利用しないものとした場合の通勤の経路及び方法等

順路	通勤方法の別	区 間	距 離	所要時間	備 考
1		住居 から (經由) まで	. km	分	
2		から (經由) まで	. km	分	
3		から (經由) まで	. km	分	
4		から (經由) まで	. km	分	
5		から (經由) まで	. km	分	
		から (經由) まで	. km	分	

記入上の注意

- 1 ※欄は□1にレ印を付した職員のみ記入する。
- 2 「通勤方法の別」欄には、通勤の順路に従い徒歩、自動車、鉄道、市電、バス等の別を記入する。
- 3 上記の通勤経路は、現に通勤する経路と識別できる方法によりこの様式の裏面に記入する。

総通勤距離	. km
総所要時間	分

(表)

(A 4 (210mm×297mm) 縦型)

別記第2号様式を次のように改める。

別記第2号様式（第4条及び第19条関係）

通 勤 手 当 認 定 簿

氏名		所属		事実発生年月日		平成 年 月 日						
住居				提出年月日		平成 年 月 日						
<input type="checkbox"/> 回数券等を使用して利用する交通機関等がある交替制勤務に従事する職員等		算出式		受理年月日		平成 年 月 日						
平均1箇月当たりの通勤所要回数 回												
順路	算出の基礎となる等		運賃等の額の算出基礎		運賃等相当額		1箇月当りの相当額	普通交通機関等		支給月		備考
	普通交通機関等	利用区間	回数	その他	回数	その他		の認定期間	(支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)			
普通交通機関等利用者	1				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	2				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
普通交通機関等利用者	3				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	4				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
自動車等に係る手当額（通勤距離又は併用者に係る自動車等の使用距離 . km）								改正 円	平成 年 月から 平成 年 月まで	平成 年 月から 平成 年 月まで		
普通交通機関等と自動車等の併用者 規則第8条の2 <input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第3号		1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等に係る手当額の合計額		円		年 月 日改正		円	年 月 日改正	円		
1箇月当たりの運賃等相当額の合計額又は1箇月当たりの運賃等相当額と自動車等に係る手当額の合計額が55,000円を超えるとき								55,000円 × [箇月] = 円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		
順路	算出の基礎となる等		特別料金等の額の算出基礎		特別料金等2分の1相当額		1箇月当りの特別料金相当額	特別急行列車等		支給月		備考
	特別急行列車等	利用区間	回数	その他	回数	その他		の認定期間	(支給月に○印を付す) (毎月の場合は省略可)			
特別急行列車等利用者	1				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	2				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
	改正				円	(箇月)	円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12			
1箇月当たりの特別料金等相当額の合計額								円	年 月 日改正	円	年 月 日改正	円
1箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えるとき								20,000円 × [箇月] = 円	平成 年 月から 平成 年 月まで	1 2 3 4 5 6 7 8 9 10 11 12		

(表)

(A 4 (297mm×210mm) 横型)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	備 考
支 給 額	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
年 月 日改正	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	

決 定 事 項	通勤職員 該当・非該当 <input type="checkbox"/> 該当 (規則第5条) <input type="checkbox"/> 非該当 理由 ()	返納事由 規則第17条の2第1項	返納事由 発生年月	返納対象普通交通機関等 (特別急行列車等)	払戻金相当額 (払戻金2分の1相当額) の 算 出 基 礎	払戻金相当額 (払戻金2分の1相当額)	備 考
	1	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	
	2	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	
	3	<input type="checkbox"/> 第1号 <input type="checkbox"/> 第3号 <input type="checkbox"/> 第2号 <input type="checkbox"/> 第4号				円	
	1 箇月当たりの運賃等相当額等の合計額が55,000円を超えていた場合 (1 箇月当たりの特別料金等2分の1相当額の合計額が20,000円を超えていた場合) 規則第17条の2第2項第2号(第3項第2号)の月数と人事委員会の定める額(算出基礎)					月 (算出基礎)	円
					月 (算出基礎)	円	

道職員給与条例第11条
学校職員給与条例第10条の2の4
警察職員給与条例第13条
 平成 年 月 日

及び同条に基づく通勤手当に関する規則(北海道人事委員会規則7-284)の規定に従い、上記のとおり確認し決定する。

職名 _____ 氏名 _____

決 裁 欄

事後の確認							
確 認 年 月 日	確 認 者 氏名	確 認 者 印	確 認 年 月 日	確 認 者 氏名	確 認 者 印	確 認 年 月 日	確 認 者 氏名
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	
平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日		㊟	平成 年 月 日	

備考 運賃等の額に増額改定があった場合における「普通交通機関等の認定期間」及び特別料金等の額に増額改定があった場合における「特別急行列車等の認定期間」の「平成 年 月まで」は、増額改定があった月((最長)支給単位期間中であるときは、(最長)支給単位期間に係る最後の月)を記入する。

附 則

- この規則は、平成16年4月1日から施行する。
- この規則の施行の際、現にこの規則による改正前の通勤手当に関する規則の規定に基づ

いて作成されている通勤届の用紙がある場合においては、この規則による改正後の通勤手当に関する規則の規定にかかわらず、当分の間、使用することを妨げない。

道人事委員会告示

正 芦別市野花南町

北海道人事委員会告示第2号

平成13年北海道人事委員会告示第16号（特地部局及びその級別の指定）の一部を次のように改正し、平成16年2月3日から適用する。

平成16年2月20日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

警察職員給与条例関係の表旭川方面管内の項中

「 稚内市大字宗谷村字大岬 | 稚内警察署大岬駐在所 | 4 | 」を

「 稚内市宗谷岬 | 稚内警察署宗谷岬駐在所 | 4 | 」に改

める。

北海道人事委員会告示第3号

平成13年北海道人事委員会告示第18号（市町村等へ派遣される職員に係る特地部局及びその級別並びに準特地部局の指定）の一部を次のように改正し、平成16年1月1日から適用する。

平成16年2月20日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

第1項の表網走支庁管内の項中

「 遠軽町1条通北3丁目 | 遠軽町役場 | 1 | 」を

「 遠軽町1条通北3丁目 | 遠軽町役場 | 1 |
湧別町栄町 | 佐呂間町・上湧別町・湧別町合併協議会事務局事務所 | 2 | 」に改

める。

正 誤

平成16年2月6日（第1541号）

北海道告示第136号（道路の供用の開始）中に次のとおり誤りがあったので訂正する。

ページ 欄 行

23 左 20及び21

誤 芦別市花南町

